平成２５年（フ）第８０号
千葉県柏市柏720番地９　レオパレス柏東谷105号
債務者　栗原　泰次
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８９号
千葉県松戸市和名ケ谷775番地の19
債務者　里村　美緒
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９６号
千葉県松戸市千駄堀1485番地の41　レジデンス・セイ208号
債務者　池谷　公博
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９９号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目10番地１　福山通運マンション101号
債務者　三浦のぞみ
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１０号
千葉県松戸市五香７丁目９番地の５　北丘サニービル106号
債務者　鍋島　　良
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１９号
神戸市北区鳴子２丁目６番地の19
債務者　北岡　則子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５号
兵庫県三木市上の丸町８番21号
債務者　春川　昇久
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７号
神戸市須磨区松風町３丁目１番３―507号
債務者　赤木　伸次
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８号
神戸市須磨区松風町３丁目１番３―507号
債務者　赤木千津子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
神戸市東灘区深江本町２丁目１番23―303号
債務者　春名久美子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６０号
大阪市旭区赤川１丁目６番32号　城北興産309号室
債務者　加勢　重徳
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７０号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番34―502号
債務者　岩橋　正彦
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番34―502号
債務者　岩橋麻知子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０８号
大阪市淀川区木川西２丁目14番29―407号
債務者　公文　義昭
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５号
大阪府寝屋川市池田本町19番21―212号
債務者　徳田　美加
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８号
大阪府東大阪市花園本町２丁目６番23号　７号
債務者　長谷山宏志
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７１号
大阪府池田市畑１丁目12番25号
債務者　牛渡　幸子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部